

第12回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和8年2月6日(金) 午後2時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 第1・第2会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
2番 野坂賢思、5番 濱口佳史、7番 橋田美和、
8番 伊芸精一、9番 松本昌子、10番 垣谷征志、
11番 酒井博一、13番 ハジィフ泉、14番 山本勝也
【推進委員】
1番 矢野司
2番 弘瀬正彦、3番 若藤陽介、4番 宮川一郎、
5番 小橋誠一 6番 尾崎澄夫、7番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
1番 小谷健児、3番 江口千寿、4番 山下理恵、6番 金子俊博、
12番 矢野健巳
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請について(4件)
議案第2号 非農地証明願について(5件)
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画の決定について

議長 定刻になりましたので、早速、第 12 回農業委員会 2 月定例会を始めたいと思います。
それでは、出欠についての確認をします。
本日の欠席は、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの 5 名ですので、本日の農業委員会は成立します。次に、本日の定例会の議事録署名人を、〇〇さんと〇〇さんをお願いしたいと思います。
それでは早速ですが、議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請について、4 件、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書 1 ページ目をお願いします。
農地法 3 条申請 4 件出ております。
まず、番号 1 番、譲渡人 〇〇さん、譲受人 〇〇さんです。
申請地としまして、黒潮町、加持字カツラ原ハサノ谷 233 番、田、297 平米、同じく加持字平見 314 番 1、畑、155 平米、同じく字平見 314 番 2、畑、99 平米です。
理由としまして、所有権移転、売買となっております。
3 ページ目からお願いします。
場所としまして、小川の集落の中にある農地になります。
右下のほうに、クロネコヤマトさんが見えておりますが、こちらから、小川のほうに入っていた、集落の中にある農地となります。
続いて、4 ページ目がゼンリンの地図です。
申請地②と③の裏あたりにですね、これにはお名前が載ってないんですが、〇〇がありますが、こちらが〇〇なるようです。〇〇というふうに聞きました。
続いて、5 ページ目が、拡大の写真です。
申請地②と③の右側に見えておりますのが、先ほど申し上げた〇〇です。
続いて、6 ページ目が公図です。
こちら、田んぼが、234、233、232、228 と並んでいる状態で、上の 235 のイ、231、230、このあたりが道路敷になっているものと思われれます。
申請地の隣、232 と 228 のほうでは、果樹が栽培されているようです。
続いて、7 ページ目が申請地②と③の公図です。
申請地の右側、311 番、こちらが〇〇で、すぐ隣接地となっております。
8 ページ目、9 ページ目が、現況写真となっております。
10 ページ目が、第 3 条調査書ですので、読み上げさせていただきます。
譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。
第 2 項第 1 号、全部効率利用につきまして、譲受人は、大根、ナバナ、ニンニクなどを耕作しており、農作業に従事する状況と、今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
作業従事者として、ご本人と奥様となっております。
所有機械として、軽トラック、トラクター、耕運機、草刈り機となっております。
その下、第 2 号、第 3 号は該当ありません。
第 4 号につきまして、譲受人は、作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間 200 日の農作業従事日数となっております。
第 5 号は該当ありません。
第 6 号につきまして、所有権移転後は、露地野菜（タマネギやネギ）を栽培するため、周辺状況などに影響がないものと見込まれます。
事務局から以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりましたので、担当委員さんのほうより説明がありましたら、お願いします。

〇〇委員 先日、〇〇さんと調査に行ってきたところ、ちょうど〇〇さんがおりましたので、話を聞いてきました。ということですか、もともと早咲の方なんですけど、高速道路用地取得による立ち退きで、〇〇の持家の方に引っ越すことになったそうで、その関係で、お兄さんの名義やった、今回申請した畑、お兄さんが亡くなられたそうで、それで引き継ぐことになったようでして、それで譲渡というかたちで申請をしたようです。特に周辺にも影響なさそうなので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
担当委員さんの説明が終わりました。
3条申請について、質問、意見ありませんか。

〇〇委員 8ページ目、これ地目は田で出ちょうけど、現況は畑みたいなね。

〇〇委員 昔は、水引いて使いよったがやと思います。

議長 この場所は、もう水稲やなくて野菜作りようということ？

〇〇委員 今現在作りようか分からんですけど、そういう管理の仕方をしようということですね。

議長 機械も持っておりますし、耕作意欲もある方ですので、効率的に耕作できるのではないかと思います。
ほかに意見質問ありませんか。
ないようでしたら承認を受けたいと思います。
議案第1号の3条申請の1番について、承認される方は挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
承認されました。
続きまして、3条申請の2番について、説明をお願いいたします。

事務局 第3条申請2番、譲渡人、〇〇さんです。
譲受人、〇〇さんです。
申請地としまして、黒潮町浮鞭字下モ小田 3392 番、畑、106 平米となっております。
理由としまして、所有権の移転、売買となります。
11 ページ目からお願いします。
場所としましては、浮津地区の基盤整備されたハウスの辺りになります。
こちら、北側のほうに行くと、蜷川のほうに抜ける道路となります。
こちら、先月の定例会で、今回の申請者さんから、非農地証明願が何箇所かあげられまして、実はこの場所だけ農用地区域に入っていたので、取り下げになっていた場所です。
農用地区域というのは、非農地には出来ませんので、今回、3条で所有権移転することによって出てきたものです。
所有権移転しようとしたら、この3条とか5条で転用して、所有権を移していくということしかないの、非農地証明で非農地化してという方法はなかなか出来ないことになっております。
12 ページが、ゼンリンの地図です。
13 ページ目が、拡大の航空写真です。
続いて、14 ページ目が公図となっています。
申請地の右側のほうは、左の航空写真で見るとおり段々畑のような形になっていて、申請地左側のほうに、基盤整備地のハウスなどが広がってしまっていて、基盤整備

地としては、主なところはここから左側の場所というふうになります。

15 ページ目が、現況の写真です。

草木が生えて多少ちょっと荒れているんですが、よく見るとブントなどが生っておりまして、譲受人さんが農地として管理していくということで聞いております。

16 ページ目が、第3条調査ですので、読み上げさせていただきます。

譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。

第2項第1号につきまして、譲受人は、現在は耕作していないが、〇〇に〇〇している状況などからみて、耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

作業従事者として、ご本人になっており、所有機械が、軽トラック、草刈り機、チェーンソーとなっております。

第2号、第3号については、該当がありません。

第4号につきましては、年間150日の作業従事日数となります。

第5号も、該当ありません。

第6号につきまして、農地取得後は、果樹、かんきつ類を栽培するため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。

事務局のほうから以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当委員さんからお願いします。

〇〇委員 譲渡人のほうの〇〇さん、連絡はようとしておりません。
譲受人の〇〇さんについても、今回、連絡をようとしておりません。
今説明があった通りでございます。
すいませんが、詳細はちょっと確認をとれませんでした。

事務局 ちょっと補足なんですけど、今回の譲渡人さんが、もともと浮津のご出身で、ご結婚されて、今、遠方にいらっしゃるようなので、管理をしていただける地元の知人の方に、所有権移転をしたいということで、申請いただいたようです。

議長 はい、ありがとうございました。
意見はありませんかね。
先月、非農地証明願で出ちよったけど、非農地で通らなかったの、どうしても本人同士は所有権移転をしたいということで出てますので、まあ、ブントなんかもありますので畑として所有権移転するというのは問題ないと思いますが。農用地区域内やったら、非農地の手続き出来んということやったら、そういうところは区域除外するようにしたらいいと思います。
県営とか国営の基盤整備地は除外できんと思いますが、それ以外のところは、手間はかかりますが、見直ししていったらいいのではないかと思います。

〇〇委員 少し補足ですが、この申請地は、基盤整備地に隣接しちよけん、農用地に入っちゃけど、ここ自体は基盤整備は行ってない。
なかなか耕作もやりにくいという状況なら、言われるように除外しちよたら、後の管理もしやすいと思う。

議長 15 ページ見たら道路があるけど、基盤整備するにあたり、周辺、この道路周辺も農用地区域に入れちよって、それが後々ずっと残ちようという状況もあると思います。
そのほか意見質問ありませんかね。
ないようでしたら、2番について承認を受けたいと思います。

3条申請の2番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
3番について、事務局よりお願いいたします。

事務局

第3条申請、番号3番です。
譲渡人、〇〇さん、譲受人、〇〇さんです。
申請地としまして、黒潮町伊田字フヂカフチ1617番1、田、353㎡です。
理由としまして、所有権の移転、売買となります。
17ページ目からお願いします。
まず、場所としまして、伊田郷の集落からかなり奥へ入っていった場所となります。
次、18ページ目がゼンリンの地図です。隣接して、伊田川がずっと流れています。
19ページ目が、拡大の航空写真です。
少し、右上に耕作している畑が見えると思いますが、こちらが譲受人さんが、今、露地野菜などをつくられてる畑でして、近隣で耕作するというので、譲り受けされるようです。
続いて20ページ目が、公図です。
今回の申請地が1617番1の土地で、先ほど申し上げた譲受人さんが耕作する畑が1614番の場所となります。
続いて21、22ページ目が、現況写真となります。
21ページ目のほうが、東側から川のほうに向かって撮った写真です。
22ページがちょっと離れた反対側から撮った写真です。
田んぼということですが、かなりイノシシなどが入ってきた形跡もありまして、ちょっと現状は、少し荒れている状況な状況でした。
次の23ページ目が、第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。
譲受認、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。
第2項第1号について、譲受人は、水稻、ネギ、根菜など耕作しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などからみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
作業従事者として、ご本人となっており、所有機械としましては、田植機、コンバイン、管理機械となります。
第2号と第3号は、該当ありません。
第4号につきまして、年間200日の作業日数となります。
第5号につきましては、該当ありません。
第6号につきまして、現状、譲渡人さんは、申請地を耕作できないため、譲受人に管理を任せていたが、このたび、売買によって申請地を譲り渡すこととなった。現在は耕作されていないが、所有権移転後は水稻を耕作する予定である。周辺農地への影響がない見込みであるとのことです。
事務局から以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりましたので、担当委員さんのほうに説明をお願いいたします。

〇〇委員

何回か現場に入ったがやけど、結局、本人に会うことは出来ませんでした。
ただ、事情を知っている近所の方がおったんで、その人から話を聞くことが出来ました。〇〇さんですが、ご高齢の方で、今、管理してくれよう〇〇さんに土地を譲りたいと、そういうことでこの案件が出てきたようです。
17ページの航空写真を見ていただきましたら、さっき事務局が言ったように、かなり奥まったところにあります。周りが雑木林で、影響を及ぼすような所もないですし、問題ないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
担当委員さんの説明は終わりました。
何か、意見質問ありませんか。
23 ページの調査書のところでは、現在は耕作されていないが、譲受後は、水稻を耕作する予定になっしょうけど、実際、農地の利便性という点ではどうやるかね。

〇〇委員 ここに橋が見えしょうけど、機械をここから入れるのは不可能やと思う。

議長 実際には、管理しよう人に土地を譲って耕作してもらいたいということですので、何か他の目的ではなくて農地として使ってもらえるなら構んかなというところですが、意見質問ありませんかね。
それでは3番について承認を受けたいと思います。
承認される方の挙手をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。
挙手全員です。
続きまして、4番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 農地法第3条申請、番号4番です。
譲渡人、〇〇さん、譲受人、〇〇さんです。
申請地としまして、黒潮町上川口字西原屋敷750番5、畑、110平米です。
理由としまして、所有権の移転、売買となります。
24ページ目からお願いします。
場所ですが、上川口小学校を道路を挟んで向かいにあります集落の中にある畑となります。
こちら、10月の定例会で、同じ譲渡人と譲受人さんの間で、所有権移転の手続、第3条の手続がありました。
今回、同じように譲渡人さんが〇〇にお住まいなので、〇〇にお住いである譲受人さんに所有権移転し管理をお願いしていくということになるようです。
次の25ページが、ゼンリンの地図です。
26ページ目が、拡大の航空写真です。
そして、27ページが公図となっております。
〇〇が、この公図で見ると少し右側のほうにある場所です、すぐ近くなので、農地の管理をしやすいということで話しておりました。
28ページ目が、現況写真となります。
続きまして、29ページが、第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。
譲受人 〇〇さん、譲渡人 〇〇さんです。
第2項第1号につきましては、譲受人は、現在は耕作していないが、これまでの農業経験10年や、〇〇している状況などからみて、耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。
作業従事者として、ご本人。所有機械はありません。
第2号、第3号については該当ありません。
第4号につきまして、年間150日の農作業実施の見込みです。
第5号は、該当ありません。
第6号につきまして、現状、譲渡人は申請地を耕作出来ないため、譲受人に管理を任せていたが、このたび売買によって申請地を譲り渡すこととなった。
現在は耕作されていないが、譲受け後は、季節野菜（ネギ、ジャガイモなど）を耕作する予定である。周辺農地への影響はない見込みであるとのことです。
事務局から以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうで、説明があればお願いします。

〇〇委員 先日、現場の方を確認させてもらって、〇〇さんにお会いにはできなかったですけど、電話で話すことが出来まして、事務局のほうから言われたようにご自宅が近くにありますので、機械等は持ってないとは思いますがですけど、大きい機械なんかは入るところではないですので、また少しずつ耕作されて野菜を作るような予定をされているようです。

譲渡人さんは譲受人の遠縁にあたる方で、ご高齢ということもあり、近くにおられる〇〇さんのほうに、譲りたいということみたいです。

特に近所の農地に影響はないし、問題はないと思います。

現状で28ページに見れるように、草刈もして管理されているようですので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい、ありがとうございます。
説明が終わりました。

この件について、質問意見はありませんか。

説明があつたように、管理してくれている人に所有権移転されるので、今後、耕作放棄地になることがないようにしてもらえたらと思つております。

それでは、議案第1号の3条申請4番について、承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

続きまして、議案第2号、非農地証明願の件です。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 2ページ目をお願いします。

非農地証明願、5件出ております。

まず、1番から4番が一体的な手続となりますので、同時に説明をさせていただきます。

すいません、先にちょっと場所の、航空写真を見ていただきたいんですが、30ページ目をお願いします。

今回の手続は、〇〇にある場所になります。

この敷地については、基本的に土地、建物ともに、町が〇〇さんに貸しているという状況のようです。

そうなんですが、現在、今回の願出地の4筆が、名義がまだ地権者さんのものになっていて、なお、地目が田んぼになっていまして、町が地権者から借りているという状況になっています。

ですので、今回、非農地証明をとって、町有地として所有権移転の手続をしていくというものになります。

ちょっとまた2ページ目のほうに戻っていただくようお願いします。

番号1から4番です。

まず1番、願出人、〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町下田の口字サキタ541番、419平米、理由としまして、約30年前まで耕作していた。その後、耕作をやめ、現在は駐車場になっているということです。

続いて2番、願出人、〇〇さんです。

願出地としまして、下田の口字サキタ542番、田、125平米、続いて3番、〇〇さんです。願出地としまして、下田の口字サキタ543番、161平米。続いて、4番。願出人、〇〇さん、願出地としまして、下田の口字サキタ544番、152㎡となります。

またすいません、次、31ページ目からお願いします。

ゼンリンの地図ですが、場所が〇〇さんの敷地内となります。これ以外は、この敷地内は町有地となっているようです。

続きまして、32 ページ目が拡大の航空写真です。
続いて、33 ページ目が公図となっています。
続いて、34 ページ目が現況写真となります。
駐車場の大部分は、今回の願出地に入っている状況です。
事務局のほうから以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明は終わりました。
担当委員さんのほうで説明があればお願いします。

〇〇委員 事務局からの説明があったとおり、現況どおり駐車場です。
〇〇さんにお会いしましたが、農地になってるということは全く知らず、役場で手続きをしているものだと思っていたということです。

議長 はい、ありがとうございました。
この件について、意見質問はありませんか。

〇〇委員 すいません。
この場所は、本来やったら、事業実施当時に一括で手続きできちゃったら、えいがやろけどね。

議長 ここは何十年か前に建てちょうがやけん、その時に転用なり名義変更、地目変更をしちゃったらよかったがよね。

〇〇委員 この場所以外は、全部非農地になっちょうがやろか？

事務局 所有名義は全て町になっています。地目は、田んぼのまま残っているみたいです。

〇〇委員 どうして今回の場所だけ、個人所有の農地で残っちゃったがやろか。
今回の願出地以外は、どうなっちょうが？

事務局 32 ページを見ていただけたらと思いますが、左から 540 番、534 番、539 番、536 番、538 番 1、537 番 1 については、名義が町で地目が田んぼになっています。

〇〇委員 田んぼに建てちょうということは、何か事業の制度みたいなものがあるということ？

事務局 事業上、名義変更等の手続きして地目変更はできてなかったという状況でして、登記漏れなのかどうかというところですが。
例えば、国道を設置したり消防屯所を建てたり、そういうインフラ整備や防災上の設備を設置する際に収用法という法律を根拠に施行する事業であれば、転用手続き不要ということで土地を整備しますし、これに該当していない場合等は通常の農地転用を行ったりするんですが、いずれにしても、そういった手続きの際に、地目変更登記ができていないという状況です。

議長 町が買収して、どういう手続きを経て土地取得・名義変更を行ったか。いずれにしても、そのまま地目が残っちょうけん、事業の管理ができてないということになる。
例えば、役場の本庁を新築する際も、一部収用法が適用できたりしたがやけど、それでやったとしても地目を変えちゃかないかんということ。
まあ、この登記地目については確認しておいてください。地目が変更してないということを伝えておいてください。

事務局 話をしてみます。

議長 そのほか、意見質問ありませんか。
実際には、もう駐車場になっちょうとこですので。
それでは非農地証明願の1番から4番まで、一括で承認される方の挙手をお願いいたします。
続きまして、5番目について、事務局より説明をお願いします。

事務局 非農地証明願、番号5番です。
願出人、〇〇一さんです。
願出地としまして、黒潮町中ノ川字タバノキ365番3、田、938平米、同じく中ノ川字ヤシキ398番、田、303平米です。理由としまして、少なくとも平成12年頃には耕作が行われなくなっていた。現在では雑草が生い茂り、一部山道を登る人用の駐車スペースとなっている。農地への復旧は非常に困難であるとのことです。
35ページからお願いします。
2か所ありますので、まず一つ目から説明させていただきます。
まず、35ページの航空写真ですが、左のほうに、至 小黒ノ川と書いてありますが、小黒ノ川地区で国道から入ってくる場所で、高速道路の工事をしよう場所なのですが、そこから入ってきまして、中ノ川に行く方向と、それから今回の願出地に行く方の道が分かれています。
写真の中央あたりに分かれ道があるんですが、こちらから下の願出地のほう行って進んでいきますと、成又という場所に行きまして、そこをずっと進んで行ったら鈴の方に行きます。
続いて、36ページが拡大の航空写真でして、道路沿いにこういった形のスペースがありまして、その部分です。
37ページが、公図となります。
38ページが現況写真となります。
こちら、先ほどの願出理由の方でも申しあげましたが、この近くに山への登り口があるようでして、作業車などを置いておく場所として使われたりしているようです。
続きまして、39ページ目からが、二つ目の場所になりますが、写真の左上のほうに、先ほど説明しました分かれ道が出ておりまして、同じように、上のほうに行けば中ノ川の集落です。
ここの写真下のほうに、行くんですけども、先ほどの場所から、もうちょっと奥の方へ行ったあたり、右下に見えておりますのが、二つ目の願出地です。
40ページ目が拡大の航空写真です。
続いて、41ページ目が公図となります。
続いて、42、43ページが現況写真です。
42ページ目が、奥側のほうからの写真でして、43ページ目が国道から入っていった側のほうからの写真です。実際、車を停めるようなスペースになっておりまして、地盤の方も固くなっておりまして、耕作のほうは難しい状況というふうに思います。
こちらですが、遠方におられる地権者さんが、この願出地の近隣に所有する山林なども含めて、今後、まとめて所有権を移転させていくということで、その一環の手続ということであがってきているようです。
事務局のほうから以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
この5番について、意見質問ありませんか。
実際にはもう道路の端で、駐車場にも使われて、耕土なんかもないような状態ですので、非農地で特に問題ないかなと思うところですが。
意見がないようでしたら、承認を受けたいと思います。
非農地証明願の5番について承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。承認されました。

続きまして議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号の利用権設定の資料をお願いします。
1 ページ目ですが、今回2件あがってきております。
7-34、大方7-34 貸付人、〇〇さん、借受人、高知県農業公社です。
設定期間としまして、令和8年2月13日から、令和18年の2月12日と10年間となります。
場所としまして、黒潮町浮鞭字新田 3998 番、田、3251 平米のうち、2250 平米です。
作目としまして、施設果樹ということで、レモンとなっております。
10 アール当たりの借賃が〇〇となります。
こちら、高知県農業公社と利用権設定した後、〇〇さんと利用権の設定を行います。
続きまして、7-35、大方7-35 貸付人、〇〇さんです。
借受人、同じく高知県農業公社です。
設定期間としまして、令和8年2月から令和13年の2月の5年間となります。
場所としまして黒潮町加持字三島 4825 番、田、3007 平米です。
作目としまして、露地野菜となります。
反あたりの借賃が〇〇です。こちら、総額で〇〇の借賃となっていて、それを面積で割戻した額が入っております。総額が〇〇という契約内容です。
こちら、高知県農業公社と利用権設定後、〇〇さんと利用権の設定を行います。
今回、上の案件が新規の設定で、2番目の案件は再設定となります。
事務局のほうから以上です。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。
利用権の設定ですが、質問意見はないでしょうか。

〇〇委員 2番目の〇〇さんの件、露地野菜ということやけど、露地野菜、何を作る予定やろか。

〇〇委員 ハウスでピーマンを作りようと思う。
この金額的には施設野菜やね。多分、露地やなくて施設やないろかね。

事務局 少し確認させていただいて構いませんか。
申し訳ありません。

(5分休憩)

事務局 利用権設定について、確認をしてみました。
申し訳ありません。
今回の〇〇さんがお借りする場所ですが、施設野菜でキュウリになってます。
こちら、5ページ目の明細が露地野菜になってますので、ここを修正させていただきます。
この場所はキュウリを耕作されてまして、このほかにはピーマンも利用権設定をして栽培されております。

議長 そのほか、利用権設定について、意見はありませんか。
ないようでしたら、承認を受けたいと思います。
議案第3号農用地利用集積計画について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。

挙手全員で承認されました。
本日の議案は以上です。

(午後 3 時 4 分終了)